

都の心身障害者医療費助成制度

マル障受給者証を更新します

マル障(都の心身障害者医療費助成制度)は、左下表の所得制限基準額をもとに、所得の判定を行い、現在受給している方に9月1日からのマル障受給者証を、8月下旬に郵送します(所得超過の方などを除く)。

現在マル障受給者証をお持ちでない方で受給資格が生じた方は、障害福祉課(市役所1階)へ申請が必要です。申請には健康保険証、認め印(スタンプ式を除く)、身体障害者手帳または愛の手帳、1月2日以降に市内に転入した方は27年度住民税課税(非課税)証明書が必要です。申請がない場合は受給できません。

マル障は所得や住民税の課税状況により、医療機関での自己負担(保険診療分)が1割または無しになる制度です。

マル障所得制限基準額

Table with 2 columns: 扶養親族等の人数 (Number of dependents), 所得額 (Income amount). Rows range from 0 to 5 dependents with corresponding income limits.

※本人所得。ただし、マル障で20歳未満の方は、国民健康保険法の世帯主か社会保険の被保険者の所得(本人が国民健康保険法の世帯主か社会保険の被保険者であれば20歳未満でも本人)。

成制度 または小・中学生の障害者でマル子(義務教育就学児医療費助成制度)の各医療費をお持ちの方は受給できません(マル乳が消滅した方はマル障を申請できるか同課へ問い合わせください)。

マル障の対象は、各種医療保険に加入している次の方です。①身体障害者手帳1・2級、内部障害3級の方②愛の手帳1・2度の方(所得制限あり)。なお、65歳以上で初めて前記①②に該当することになった方、生活保護受給世帯に属する方、後期高齢者医療の被保険者で住民税が課税の方、マル乳(乳幼児医療費助成)470・7736へ。

国民健康保険は、私たちの健康と生命を守る大切な制度です。医療費を大切に使うためにも、関心を持っていただき、健康管理を心掛けましょう。

国民健康保険 27年2月分の診療費をお知らせします

国民健康保険は、私たちの健康と生命を守る大切な制度です。医療費を大切に使うためにも、関心を持っていただき、健康管理を心掛けましょう。

◎一般被保険者 診療件数 2万5612件 診療費 5億7802万5752円 1件当たりの金額 2万2569円(前年度比105.8%) ◎退職被保険者 診療件数 1065件 診療費 2377万3330円 1件当たりの金額 2万2322円

地元の都営住宅(シルバーピア)への入居者を募集します

8月17日(月)から都営住宅のシルバーピア(高齢者集合住宅)の入居者を募集します。

【募集住戸】単身者向け 【所在地・募集戸数など】 柳窪三丁目(柳窪3ノ3) 1戸(1DK)、幸町一丁目(幸町1ノ11) 1戸(1DK)、中央町二丁目(中央町1ノ5) 1戸(1DK)、大門町二丁目(大門町2ノ12) 2戸(1DK)

【募集案内の配布期間・場所】土曜・日曜日を除く 8月17日(月)~21日(金) 都計画課(市役所5階)、上の原・ひばりが丘。担当 ☎470・7762へ。

市立保育園のパート保育士・臨時保育士を募集します

市立保育園では、朝夕のパート保育士と、産休・育休などの代替としての臨時保育士の登録を随時受け付けています。

①パート保育士II勤務時間 午前7時~9時の間の1~2時間と、午後4時半~6時半の間の1~2時間(はくさん、しんかわ、ちゅうおうは7時まで)。賃金は1時間当たり1060円

足腰らくらく体操教室

実践!自宅でもできる お手軽トレーニング

足腰を鍛えるために、ゴムバンドを使った簡単な体操・ストレッチを紹介し、詳しくは同課管理係 ☎470・7747、マル子については児童青少年課助成支援係 ☎470・7736へ。

【対象】市内在住の65歳以上で、全3回参加できる方。ただし、次の方は参加できません。▼心臓病、血圧が高い、足腰の痛みなどで運動が困難な状態の方 ▼要介護、要支援認定を受けている方 ▼医師から運動を止められている方

【費用】無料 【持ち物】運動靴(バレーシューズなどは不可)、飲み物、筆記用具、タオル、運動のできる服装で 【その他】11月25日(水)に「おさらい教室」もあります

市税などの納付にご協力ください 8月31日(月)は、市民税・都民税第2期、国民健康保険第2期、後期高齢者医療保険料第2期の納期です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局・コンビニ)でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

年金事務所職員を名乗る詐欺にご注意ください 最近、年金事務所職員を装い自宅を訪問し、「年金の手続きが終わっていない。本人に代わって手続きをするので、手数料を支払ってほしい」などと言い、その場で現金を請求するような事例が報告されています。



国民年金 だより 年金事務所の職員が自宅を訪問し、年金手続きの手料を請求することはありません。年金事務所の職員を名乗った訪問や電話で、不審な点がありましたら、その場で対応せず年金事務所を確認するなど、十分にご注意ください。なお、年金事務所の職員が訪問する際は、身分証明書を携帯していただきますので、確認をお願いします。詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

9月のお気軽に無料相談

Table with 7 columns: 相談内容・定員 (Consultation content/number of staff), 実施日 (Implementation date), 時間 (Time), 会場 (Venue), 相談員 (Consultant), 予約開始日 (Reservation start date), 問い合わせ先 (Contact info).

Table with 6 columns: 相談内容 (Consultation content), 実施日 (Implementation date), 時間 (Time), 会場 (Venue), 相談員 (Consultant), 問い合わせ先 (Contact info).